

# 事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.25)No.	7002	(H.24)No.	-
-----------	------	-----------	---

事務事業名	住宅新築資金等貸付事業特別会計		
担当部局名	担当室名	室長名	
市民部	債権管理室	米住 正幸	

会計区分	事業コード
住宅新築資金等貸付事業特別会計	(中事業名) 予算書事業名
款	-
項	(小事業名)
目	-

## 1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	5	新しい時代を拓く自立と協働による地域経営
	基本政策	3	持続可能な市政運営
	施策	3	持続可能な財政運営
	小施策	2	税財源等の確保
重点施策コード			

## 2. 事務事業の概要

事業目的(めざす効果)
当事業により、同和地区における居住環境を整備する役割を果たしてきたが、一方では、福祉資金貸付事業同様、滞納案件の解決が喫緊の課題となっている。早期健全化計画でも収納強化対策が掲げられており、他の債権同様に取組みを進めていく必要がある。

## 3. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	H.24年度(事業量・取組実績)	H.25年度(事業量・取組計画)
主な事業の実績・計画	償還業務に係る一般管理費: 5,630千円、公債費: 21,279千円	償還業務に係る一般管理費: 7,371千円、公債費: 17,829千円、予備費500千円

事業内容
昭和47年に住宅新築資金等貸付事業の前身となる住宅改修資金貸付事業が開始し、昭和51年からは住宅新築資金等貸付事業と名称を変え、平成10年度まで貸付事業は続けられた。以降償還業務のみを行なっている。

	H.26年度(事業計画)	H.27年度(事業計画)	H.28年度(事業計画)
償還業務に係る一般管理費: 6,902千円、公債費: 17,829千円	償還業務に係る一般管理費: 6,902千円、公債費: 17,829千円	償還業務に係る一般管理費: 6,902千円、公債費: 17,829千円	償還業務に係る一般管理費: 6,902千円、公債費: 17,829千円

	H.24年度(決算見込)	H.25年度(作成時予算額)	H.26年度(計画予算)	H.27年度(計画予算)	H.28年度(計画予算)
<b>直接事業費</b>	<b>24,065千円</b>	<b>25,700千円</b>	<b>24,731千円</b>	<b>24,731千円</b>	<b>24,731千円</b>
内訳(千円)					
国・県支出金	3,364	8,614			
地方債	2,400				
その他(償還金)	17,341	17,086	24,731	24,731	24,731
一般財源	(0) 960	0	0	0	0
人工数					
職員	0.60人	0.75人	0.75人	0.75人	0.75人
臨時職員等	0.55人	0.55人	0.55人	0.55人	0.55人
<b>概算人件費</b>	<b>(0千円) 2,844千円</b>	<b>2,902千円</b>	<b>6,710千円</b>	<b>6,710千円</b>	<b>6,710千円</b>
<b>+ 総事業費</b>	<b>(0千円) 26,909千円</b>	<b>28,602千円</b>	<b>31,441千円</b>	<b>31,441千円</b>	<b>31,441千円</b>

## 4. 担当室による事務事業の点検 (\*点検等による成果向上や見直しが困難な事業(法令等による義務的経費、災害復旧等緊急事業など)は点検対象外)

考察(H.24年度の取組評価、課題)	今後の対応方針(課題解決への取組、工夫・改善の内容)
債権管理条例に基づき、回収可能な債権については、強制執行等を講じ、債務者及び保証人が無資力であるなど回収困難であることが明白な債権については徹底した調査のうえで債権放棄を行ってきた。H24民事手続実績23件	平成22年6月の室設置から管理の改善を行ってきたが、残る不良化した債権の回収にあたっては、裁判外の任意の交渉では対応できないと判断するため、民事手続による方針である。

点検項目	内容(施策達成への貢献内容、連携・協働の実践・検討内容)
(1) 事業内容や取組成果は、総合計画の施策達成に貢献しているか B(いずれかの施策指標達成に貢献又は基本方針達成に貢献)	住宅新築資金等貸付事業償還業務の安定した運営に資すること。
(2) 地域づくり組織、市民活動団体等との連携・協働は図れないか 該当しない	

## 5. 今後の方向性(担当室による内部評価)

[選択肢] 継続(改善)、継続(現行)、継続(拡大)、継続(縮小)、統合検討、休止検討、廃止検討、事業完了(予定含む)	継続(拡大)
具体的な見直し内容・検討内容、継続の理由	6. 事務事業の取組に係る主な市の計画
滞納処分執行あるいは、債権放棄の判断等、高度な債権事案における事務方針を決定する判断力が債権管理室に求められる。	